

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年8月1日）

提案課名 戸籍住民課

報告者名 原田真智子

事案名	秦野駅連絡所の移設について	有 資料 無
提案趣旨	現在、秦野駅舎2階に開設している秦野駅連絡所について、秦野駅北口周辺整備事業により整備された「ポレスター秦野駅前」への移設の準備が整ったため、開設日等を報告するものです。	
概要	<p>1 場所 「ポレスター秦野駅前」3階（303号） 秦野市今川町1番2-303号 ※ペDESTリアンデッキに接続</p> <p>2 面積 57.06㎡</p> <p>3 開設日 平成30年8月27日（月） ※8月23日（木）～26日（日）は引越し作業、備品・電算システム設置のため、現秦野駅連絡所（駅舎2階）は休み</p> <p>4 取扱業務 (1) 住民票、印鑑登録証明書、戸籍の証明（戸籍謄抄本・身分証明・戸籍の附票）、各種税証明などの発行 (2) 市税収納業務（土・日曜日のみ） (3) 予約図書受渡しと返却図書受取サービス（新規） ※ 渋沢駅連絡所でも同日新たに取扱いを開始（東海大学前駅連絡所では平成21年2月から、鶴巻温泉駅連絡所では平成30年4月から取扱い開始）</p> <p>5 業務時間 午前8時30分から午後5時まで ※水曜日（休日を除く）は午前11時30分から午後8時まで ※12月29日から1月3日までは休業</p>	

経過	<p>5月28日 「ポレスター秦野駅前」 3階57.06㎡を市の公共床として取得</p> <p>6月 1日 新秦野駅連絡所事務室内装工事着手</p> <p>※8月15日（水）完成予定</p> <p>7月30日 全自治会組回覧</p>
今後の進め方	<p>8月初旬 議員への情報提供、まほろば秦野通信の発信</p> <p>8月15日 広報はだの8月15日号掲載</p> <p>ホームページ掲載</p> <p>8月27日 新連絡所開設（「秦野市役所連絡所設置規則」の改正）</p> <p>9月上旬～ 現秦野駅連絡所（駅舎2階）の原状回復工事（約1か月）</p>

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年8月1日）

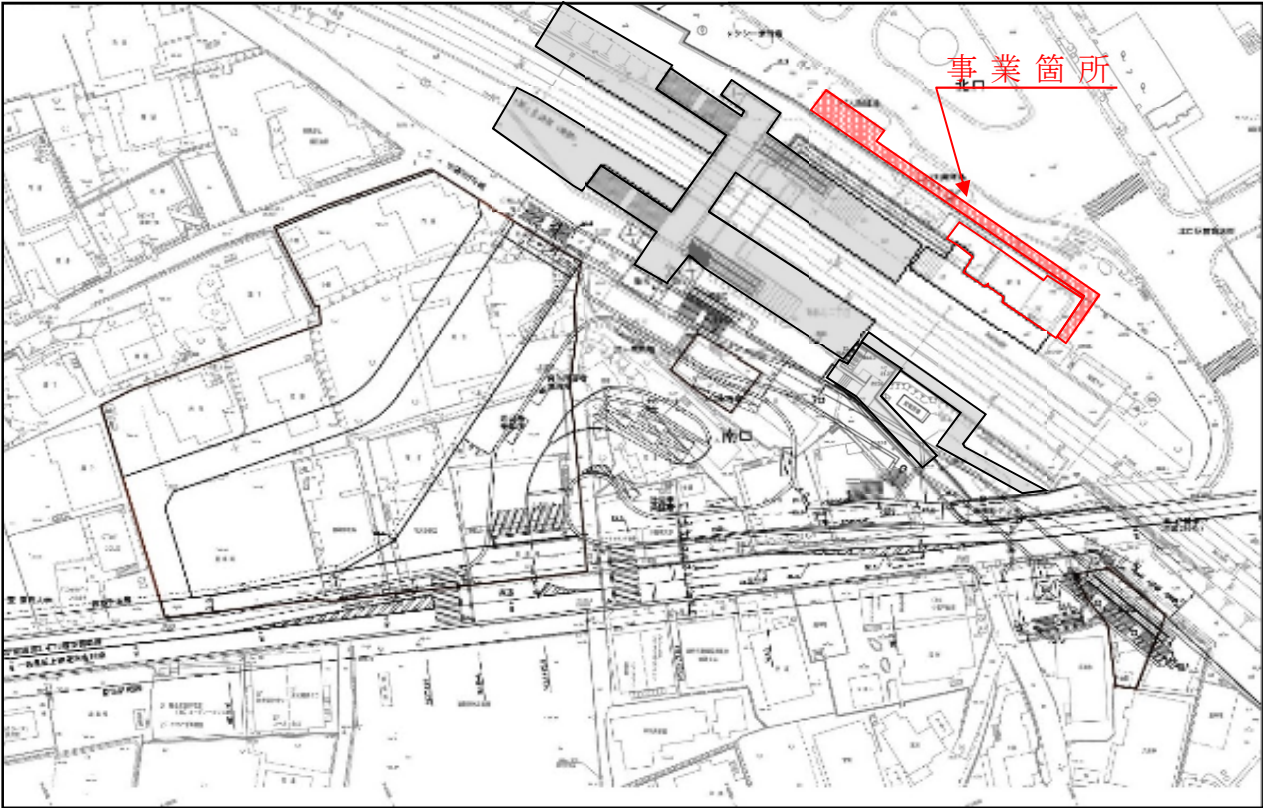
提案課名 都市整備課

報告者名 中原 慎吾

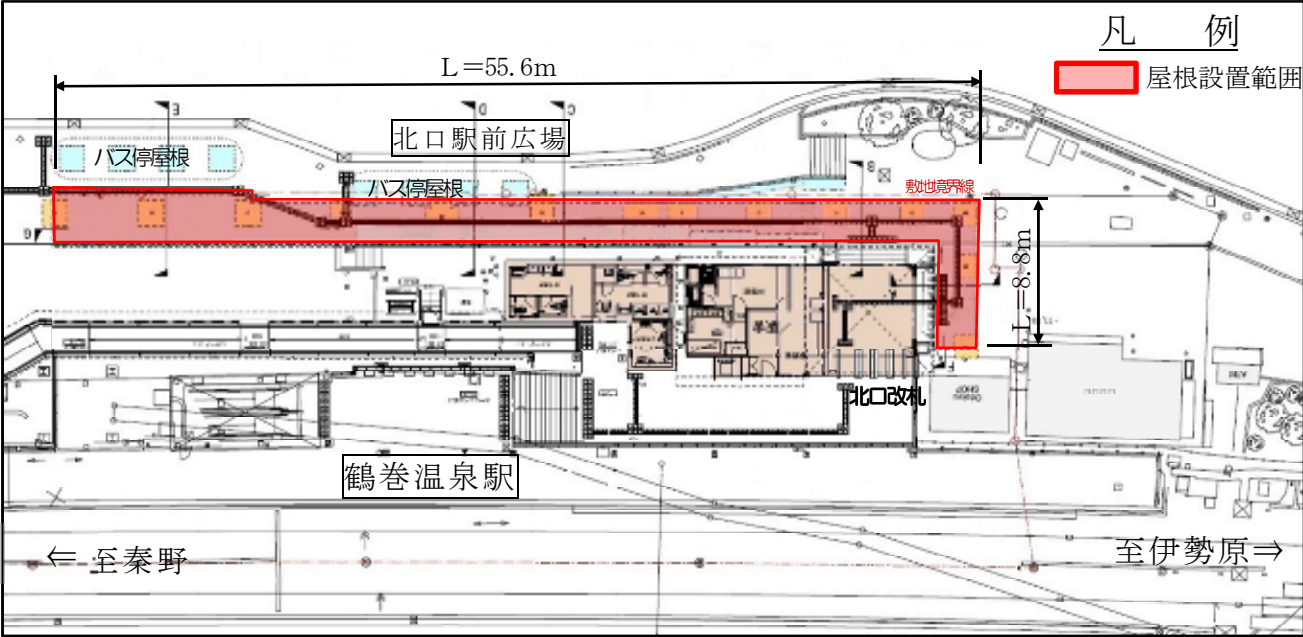
事案名	鶴巻温泉駅北口駅舎改修整備について	<div style="text-align: center;"> 有 資料 無 </div>
提案趣旨	<p>鶴巻温泉駅南口周辺整備事業に伴う駅施設整備については、平成27年度に本市と小田急電鉄株式会社との間で「鶴巻温泉駅南口広場整備事業等に伴う鶴巻温泉駅施設の整備に関する施行協定」（以下、「施行協定」とする。）を締結し、整備工事が着実に進められており、平成30年6月23日に新南口改札口の利用が始まりました。</p> <p>昨年度、本事業の最終年度となる平成30年度に向け同社により施工費用を精査したところ、施行協定に定める概算工事費を下回る見込みとなりました。そこで、同社より駅施設の魅力や駅利用者の利便性の向上を図るために、概算協定額の範囲内で北口周辺を含めた鶴巻温泉駅施設整備の区域拡大についての提案があり、本市においても北口駅前広場への歩行者動線の改善について強い地元要望があることから、変更施行協定を締結し、北口駅舎改修の整備内容について同社と準備を進めてきました。</p> <p>この度、北口駅舎改修計画の詳細な整備内容が決定しましたので報告するものです。（施行範囲は小田急敷地内となり、新南口改札口と同様に秦野市産材を内装に使用した仕様となります。）</p>	
概要	<p>1 事業箇所： 鶴巻温泉駅</p> <p>2 事業内容： 北口駅舎改修（駅前広場の歩行者用屋根）</p> <p>3 工事期間： 平成30年10月から平成31年3月末まで</p> <p>4 整備概要： 別紙のとおり</p>	
経過	<p>平成27年 7月 政策会議（小田急との負担割合）</p> <p>平成27年 9月 鶴巻温泉駅南口広場整備事業等に伴う鶴巻温泉駅施設の整備に関する施行協定書の締結</p> <p>平成30年 2月 政策会議（鶴巻温泉駅施設整備の区域拡大等について）</p> <p>平成30年 3月 議会へ情報提供</p> <p>平成30年 5月 鶴巻温泉駅南口広場整備事業等に伴う鶴巻温泉駅施設の整備に関する施行協定書の一部を変更する協定書の締結</p>	
今後の進め方	<p>平成30年 8月 議会への情報提供</p> <p>平成30年 9月 鶴巻温泉駅施設整備（北口駅舎改修）の着手 （小田急電鉄株式会社）</p> <p>平成31年 3月 鶴巻温泉駅施設の完成（小田急電鉄株式会社）</p>	

鶴巻温泉駅北口駅舎改修整備概要

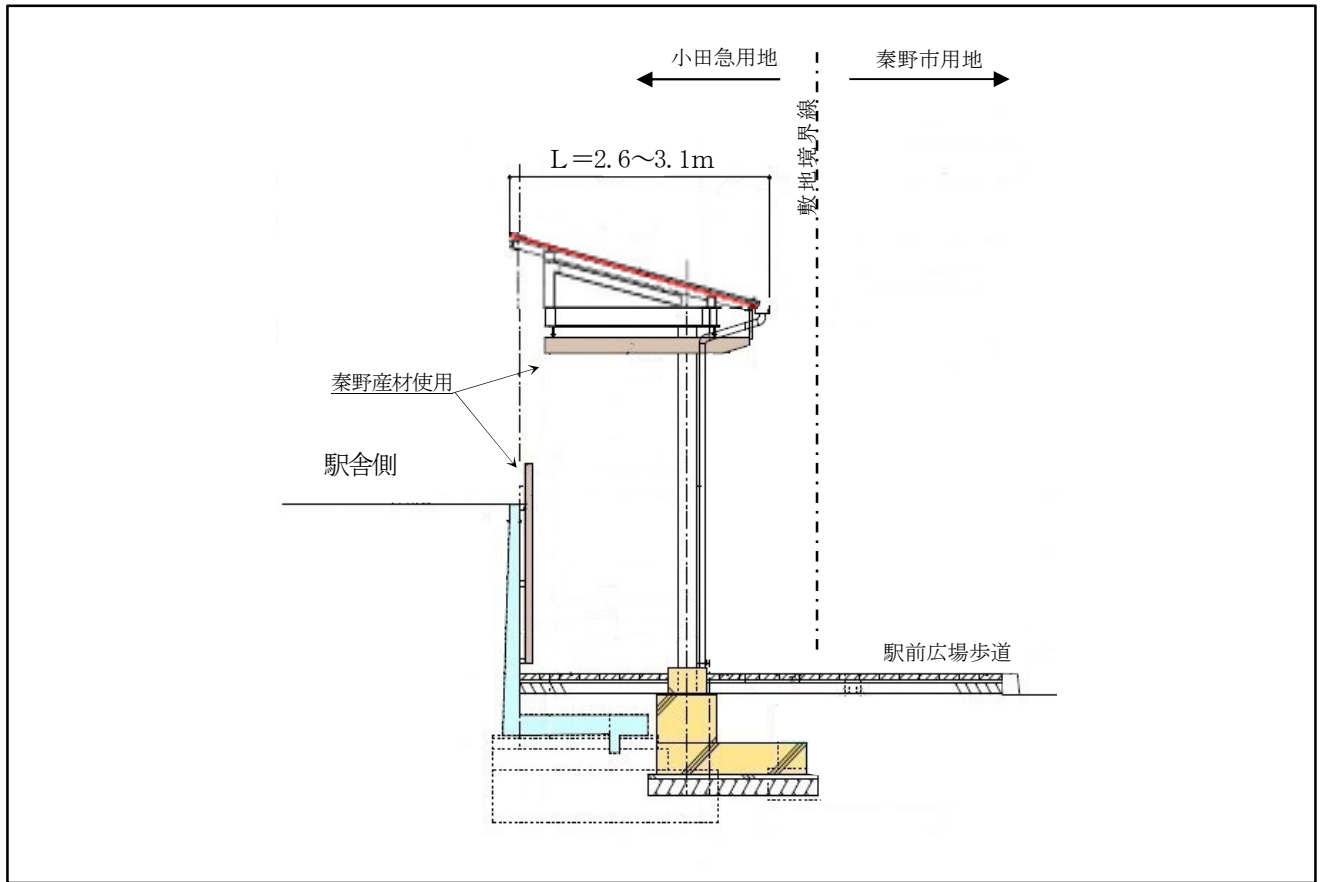
1 位置図



2 詳細平面図



3 標準断面図



部長会議付議事案書（報告）

（平成30年8月1日）

提案課名 開発建築指導課

報告者名 高橋 正道

<p>事案名</p>	<p>秦野市大規模盛土造成地マップの公表について</p>	<p style="text-align: center;">(有) 資料 無</p>									
<p style="writing-mode: vertical-rl;">提案趣旨</p>	<p>平成7年の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）や平成16年の新潟県中越地震において、谷や沢を埋めた「谷埋め型」や傾斜地に腹付けした「腹付け型」の盛土が滑動崩落を起こし、多くの宅地被害が発生しました。</p> <p>これを受けて、平成18年に宅地造成等規制法が改正され、崩落等の危険のある既存造成宅地を「造成宅地防災区域」として都道府県知事等が指定できることとされ、併せて、自治体が行う大規模盛土造成地の調査や、地権者等が行う対策工事等に要する費用への補助制度である「宅地耐震化推進事業」（資料1）が国により創設されました。</p> <p>大地震によりひとたび滑動崩落が発生すると、個々の宅地のみならず、隣接する宅地や公共施設を含めたコミュニティ全体に被害が及ぶことから、地域の住民等と地方公共団体が共同して滑動崩落対策に取り組む必要がありますが、その第一段階として昨年度、本市において変動予測調査のうち、大規模盛土造成地の抽出（第一次スクリーニング）を実施し、その結果をもとに大規模盛土造成地マップを作成しましたので、その情報について公表するものです。</p>										
<p style="writing-mode: vertical-rl;">概要</p>	<p>秦野市大規模盛土造成地マップ（資料2）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">谷埋め型</td> <td style="padding-right: 20px;">41箇所</td> <td style="padding-right: 20px;">50.4ha</td> </tr> <tr> <td>腹付け型</td> <td>20箇所</td> <td>2.4ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>61箇所</td> <td>52.8ha</td> </tr> </table>		谷埋め型	41箇所	50.4ha	腹付け型	20箇所	2.4ha	計	61箇所	52.8ha
谷埋め型	41箇所	50.4ha									
腹付け型	20箇所	2.4ha									
計	61箇所	52.8ha									
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過</p>	<p>平成18年 4月 宅地造成等規制法の改正公布（同年9月30日施行）及び宅地耐震化推進事業の創設</p> <p>平成25年 ～ 宅地耐震化推進事業の事業主体について神奈川県と協議中</p> <p>平成28年 7月 宅地耐震化推進事業の変動予測調査のうち第一次スクリーニング及び大規模盛土造成地マップの作成・公表まで実施することを決定</p> <p>平成29年 8月 秦野市大規模盛土造成地変動予測調査（第一次スクリーニング）委託業務契約（平成30年1月完成）</p>										

今後の進め方	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年8月17日 議員連絡会において報告 2 平成30年9月 1日 広報はだのに大規模盛土造成地マップが市HPにて閲覧できる旨掲載、市HPでマップ公表、開発建築指導課にて閲覧可能 3 変動予測調査のうち、「第二次スクリーニング計画の作成」以降の実施について、神奈川県と協議
--------	--

土地利用委員会 調整部会 審議案件報告書

(平成30年7月 調整部会)

平成30年8月(定例部長会議) 開発建築指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	(事業名)	堀西字荒神堂1017番1 ほか	(事業主名)	第一種低層住居 専用地域	1,494.48	専用住宅8戸
2	(事業名)	堀西字上原939番1	(事業主名)	第一種住居地域 第一種低層住居 専用地域	1,675.85	専用住宅10戸
3	(事業名)	堀西字下沼城434番1 ほか	(事業主名)	第一種中高層住 居専用地域	1,440.79	専用住宅8戸
4	(事業名)	平沢字中船道321番1	(事業主名)	工業地域	2,210.94	老人福祉施設等1棟 (有料老人福祉施設及び老犬 ホーム)

(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び分譲住宅または共同住宅で10戸以上の環境創出行為を掲載。